

令和3年4月15日

関係者各位

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル【第3版】

日本医科大学多摩永山病院

当院では、平成30年1月より疑義照会における病院医師の負担軽減、並びに調剤薬局薬剤師の業務負担軽減を目的とし疑義照会簡素化プロトコルを作成、運用しています。

これは、厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日）に基づいたものです。尚、本プロトコルの運用開始にあたっては、原則として事前に薬剤部担当者による説明を受け、適切な合意のもとに実施するものと致します。

(処方変更に係る原則)

- ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等について薬学的解釈を行い、患者に利便性が向上する場合に限る。
- ・ 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。
- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 患者より他院及び他診療科等の服用状況を確認の上、相互作用・副作用を考慮する。

1. 疑義照会不要事例（ただし、麻薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く）

- ① 成分名が同一の銘柄変更（適応症が同一に限る）ただし、不明な場合は疑義照会。
 - ② 内服薬における剤形の変更（用法用量に変更がない場合のみ可。）
 - 〔普通錠⇔カプセル⇔OD錠〕
 - 〔散剤⇔錠剤〕
 - 〔粉碎指示⇔散剤〕
 - ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
ただし、変更により患者負担が増える場合は患者の同意を必要とする。
 - ④ 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉碎、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。ただし、抗悪性腫瘍薬を除く。
 - ⑤ 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること、あるいはその逆（抗悪性腫瘍剤、およびコメントに「一包化不可」とある場合は除く）。
- ※患者希望あるいはアドヒアランス不良が改善されると判断できる場合で無料に限る。

一包化加算を算定する場合は患者の同意が必要となる。

- ⑥湿布薬や軟膏での規格変更に関する事（総量が変わらない場合）。
- ⑦患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、同一成分かつパップ剤→テープ剤、またはテープ剤→パップ剤への変更（数量は変更不可）。
- ⑧薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合のビオフェルミンRからビオフェルミンへの変更、またはその逆（併用期間のみビオフェルミンRを追加する場合には、ビオフェルミンとの合計日数は元のビオフェルミンの処方日数を超えないこと）。
- ⑨週1回製剤、あるいは隔日投与など、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）。
- ⑩添付文書上、用法が固定されており用法違いにより著しい薬効減弱等の薬学的解釈が明確な場合

例：ベネット錠17.5mg（週1回製剤）1錠分1 朝食後→起床時

- ⑪漢方薬、EPA製剤、EPA・DHA製剤、メトクロプラミド、ドンペリドンの「食後」投与の用法変更

- ⑫湿布薬の総枚数とコメントでの指示枚数が異なる場合の適正化

例：アドフィードパップ40mg（7枚/袋） 10袋 ⇒ 4袋

1日2枚使用 14日分

⇒処方量より増える場合は、疑義照会

2. 各種問い合わせ窓口

- ① 処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑など）
[受付時間] 平日午前9時から午後5時 土曜日午前9時から午後4時
TEL：042-371-2111（代）各診療科・処方医
- ② 保険関係（保険者番号、公費負担など）
[受付時間] 平日午前9時から午後5時 土曜日午前9時から午後4時
TEL：042-371-2111（代） 医事課外来係
- ③ プロトコルに関する事
[受付時間] 平日午前9時から午後5時 土曜日午前9時から午後4時
TEL：042-371-2111（代） 薬品情報室

3. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、「疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書」に変更内容を記入または処方箋のコピーを下記のFAX番号に送信してください。通常の疑義照会による変更の場合は「疑義照会報告書」にて同様にFAXでの連絡をお願いします。同一患者での2回目以降のdo処方においても必ずFAXでの連絡をお願いします。ただし、後発

品の変更調剤については本プロトコルの合意締結の有無に拘らず全て連絡不要とします
(お薬手帳等により対応する)。

FAX : 042-372-7345 薬品情報室

平成29年11月6日 作成

平成30年2月5日 改定

令和3年4月15日 改定